

## 営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	県庁設備	〒 780-8570 高知市丸の内1-2-20 088-823-9815	(土) (建) (管) (水)	(園)
	幡多支店	〒 788-0011 宿毛市片島10 0880-63-2141	(土) (建) (管) (水)	(園)
従 た る 営 業 所	主たる営業所及び従たる営業所の名称を記入する。		主たる営業所及び従たる営業所で、営業しようとする建設業の業種について、特定、一般とそれぞれ記入する。	
	主たる営業所及び従たる営業所の、住所、電話番号、郵便番号を記入する。			
	建設業の許可を取得していない「従たる営業所」は、記入する必要はない。			
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。